

埼玉県目標設定型排出量取引制度における排出量取引に係る会計処理の例

注 この会計処理の例は「会計処理に関する基本的考え方について」をもとに作成したものです。
 (自らの超過削減量の売却時の例は達成確認後に対応しています。)
 この例は新たに埼玉県が会計基準を定めるものではありません。
 実際に会計処理を行う際は担当の公認会計士に相談することを推奨しています

無償取引は原則会計処理は不要

有償取引等

| | 自らの超過削減量 | オフセットクレジット |
|-------------|------------------------|---|
| クレジット等の取得時 | 会計処理無し | 【義務履行目的の場合】 借 無形固定資産(1):貸 製造原価(2) 【販売目的の場合】 借 棚卸資産:貸 製造原価 |
| 指定管理口座への移転時 | 会計処理無し | 借 製造原価:貸 無形固定資産 |
| クレジットの売却時 | 借 現金預金:貸 売上(達成確認後)(3) | 【義務履行目的の場合(4)】 借 現金預金:貸 無形固定資産 【販売目的の場合】 借 現金預金:貸 売上 借 売上原価:貸 棚卸資産 |

計画期間の途中で充当が必要となる見込みとなった場合

| | |
|---------|----------------|
| 引当金の計上 | 借 引当金繰入額:貸 引当金 |
| 偶発債務の注記 | 重要性がある場合に必要 |

- 1 無形固定資産は投資その他の資産とする場合もある
- 2 製造原価は販管費、売上原価、現金預金とする場合もある
- 3 達成確認前は仮受金その他未決算勘定
- 4 差額がある場合「借 固定資産売却損」、「貸 固定資産売却益」が入る